

商工業活性化推進室支援事業

マミートップینگセンター

新春 日曜朝市

新年最初の日曜朝市。野菜・果物・惣菜など、何が出るかは当日のお楽しみです。専門店街ならではの、品質にこだわった品揃えでお待ちしております。

日時 1月14日(日)

午前8時30分～10時

会場 マミートップینگセンター
(羽村団地東側) ふれあいスペース前



●天然酵母の食パン

●ご好評いただいて再登場！

●甘酒のサービスあります。

※雨天決行。

※駐車場はありますが、当日は混雑が予想されますので、車での来場はご遠慮ください。



問合せ 商工業活性化推進室 ☎ 570-00040



「羽村市創業者に対する

指定融資商品に係る利子助成金」制度

市では、市内での創業を促進することで、市産業の活性化を目指しています。

この制度は、新たに市内で事業を始める方を対象とした助成制度です。

- ① 助成期間 償還開始の年から3年間
- ② 助成額 支払い利子額のうちの1%相当額
- ③ 上限額 1500万円
- ④ 市が指定する次の融資商品／取扱金融機関
↓スタートダッシュ／西武信用金庫
↓創業・新分野進出資金／青梅信用金庫
↓ブルーム／多摩信用金庫
- ⑤ 対象 ④の融資を利用し、市内で起業・創業した事業者

特徴

- ① 助成対象者の範囲の拡大
居住者などの要件(市内に2年以上の居住など)をなくし、創業の時点で市外に居住している方も助成を受けることができるようになりました。
- ② 融資金を受け取るまでの時間を短縮
制度融資は市と金融機関それぞれの審査を要しますが、この制度では、融資自体は金融機関の融資決定により実行されますので、融資金を受け取るまでの時間が短くなりました。
- ③ 手続きや手間を軽減
基本的に金融機関の融資決定に基づいて助成するため、制度融資に比べて必要書類が減るなど、申請手続きや手間が大幅に軽減されました。

問合せ 商工業活性化推進室 ☎ 570-00040

技術力向上支援制度

あなたの会社は、もう助成金を受け取りましたか？

市では、技術力向上のため、企業・事業所が負担した、講習会・研修の受講、資格取得経費を助成します。

助成額 一定の要件を満たした講習会や資格取得に要した経費の2分の1

上限額 1社当たり20万円

羽村市は製造業を営む中小企業の技術力向上を支援します。

対象 市内で操業する中小企業で、製造業を営む企業・事業所

今年度分助成期間 3月31日(土)まで

※専門家の紹介、講習会の受講や資格取得に関する相談も受けています。

問合せ 商工業活性化推進室 ☎ 570-00040



Question

注文した覚えのない商品が届きました。商品に振込用紙と送付状が同封されていて、「1週間以内に振り込むように」と書いてありました。勝手に送られてきたものに、代金を支払わなくてはならないのでしょうか。また、商品は必要ないので捨ててもよいのでしょうか。

Answer

- ◆支払う必要はありません。契約は双方の意思の合意で成立します。
この場合、相談者が注文したものではないので、契約は成立していません。
- ◆法律では、業者が商品を送付した日から14日間を過ぎれば、自由に処分してもよいことになっています。業者に引き取ってほしいと連絡した場合は7日間過ぎれば処分してかまいません。また、代金着払いで業者に送り返す方法もあります。
- ◆最近、代金引換郵便を悪用したものや福祉目的として寄付と勘違いさせて商品を買わせるケースがあります。注意してください。

**教えて！
消費生活センター**
商品を勝手に送りつけて
代金を請求…？

**困ったら
まず 消費生活
センターへ**

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

特別相談（関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン）

「若者のトラブル 110番」

**困ったら
まず 消費生活
センターへ**

消費生活センターでは、若者の消費者被害防止共同キャンペーンとして「若者のトラブル110番」を開設します。

電話での相談も受け付けます。気軽に利用してください。

日時 1月25日(木)・26日(金)午前9時～午後4時

会場 消費生活センター

対象 契約当事者が29歳以下の方

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111

Sports News

問合せ スポーツセンター ☎ 555-0033



■第19回全国健康福祉祭水泳競技 「優勝」



10月29日(日)に静岡県富士市で行われた第19回全国健康福祉祭（ねんりんピック静岡）水泳競技で、羽村市水泳協会の淵井司さんが、50m自由形で、見事全国優勝しました。

■羽村市体育指導委員協議会 「全国表彰」

羽村市体育指導委員協議会が、11月16日(日)に大分県で行われた第47回全国体育指導委員研究協議会で、永年にわたり地域スポーツの普及発展に尽力し、顕著な成果をあげた功績が認められ、優良団体として表彰されました。

今後、ますますの活躍が期待されます。



自然休暇村から

スイミングセンターから

◆お年玉感謝2DAYS◆

プール2時間小人券（中学生以下）無料配付

日時 1月7日(日)・8日(月)午前9時〜午後8時30分

※満3歳から小学校3年生までの方の入場は、保護者（16歳以上）の付き添いが必要です。保護者1人の付き添いにつき、子ども2人まで入場できます。

◆トレーニングルーム◆

1月9日(火)から、毎週火曜日午前9時30分からの「ストレッチ」開始時間を9時15分に変更します。

◆プール・サウナの1時間券◆

1月16日(火)から、1時間券の指定時間がなくなり、いつでも利用できるようになります。

指定管理者事業



1月のKOYOMI湯

「りんごの湯」

自然休暇村も新年を迎え従業員一同気持ちを新たに、お客様に満足していただけるようサービスアップに努めます。

◆休暇村のお正月◆

餅つき大会や特別食を用意。期待してください。



清里の地は降雪シーズンです。車でお越しのお客様は道路状況が刻々と変化しますので、安全運転を心掛けてお越しください。
スタッドレスタイヤの装着とタイヤチェーンの携行をお勧めします。

アクアビクス（水中心エアロビクス）

泳げなくても大丈夫。水の中で楽しく体を動かしましょう。

日時 1月4日・11日・18日（いずれも木曜日）午後3時〜3時50分

対象 16歳以上の方
定員 35人（先着順）
参加費 市内在住・在勤の方：400円／市外の方：600円
持ち物 水着・帽子・タオルなど
指導者 NPO法人羽村市体育協会スポーツトレーナー

申込み 当日の午後2時から2時50分までに1階プール受付へ

歩き方の種類や方法を教えます。引き締め効果のある筋力トレーニングも行います。

日時 1月27日(土)午前10時〜10時50分

対象 16歳以上の方
定員 30人（先着順）
参加費 市内在住・在勤の方：400円／市外の方：600円
持ち物 水着・帽子・タオルなど
指導者 NPO法人羽村市体育協会スポーツトレーナー

申込み 当日の午前9時から9時50分までに1階プール受付へ

問合せ スイミングセンター

☎ 579-13210

▼自然休暇村



▲スイミングセンター

問合せ 自然休暇村

☎ 0120-471-4017

☎ 0551-4814017

URL <http://hamura-kyuk.co.jp/>

ason.jp/

地域福祉計画審議会

市民委員募集

市では、第三次地域福祉計画の策定にあたり、市民や知識経験者などで構成する「羽村市地域福祉計画審議会」を設置します。市民主体の地域福祉を推進するため、市民公募委員を募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上の方で、羽村市の他の審議会などの委員でない方

募集人員 4人

会議開催 2月から11月ごろ（9回程度開催）

開催時間 平日夜間1回2時間程度

報酬 「羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく

応募方法 次のテーマについての考えを原稿用紙2枚（800字）程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、郵送・ファクスまたは直接社会福祉課庶務係へ

※様式は問いません。

テーマ 「羽村市における『地域の福祉力』を高めるために」

応募締切 1月22日(月)

選考方法 提出していただいた作文の内容を審査し、決定します。

※作文は、選考資料とするもので公表しません。選考審査後、返却します。

※選考結果は応募者全員にお知らせします。

提出先 〒205-18601（住所記載不要）羽村市福祉健康部社会福祉課／FAX 554-2921

問合せ 社会福祉課庶務係

意見をお寄せください!!

羽村市一般廃棄物処理基本計画（案）

募集期間 1月4日(木)～2月2日(金)午後5時（必着）

「羽村市一般廃棄物処理基本計画」は、廃棄物処理法の規定により策定したもので、市の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

市では、この計画に基づき、「ごみの減量とリサイクルの推進」を目的に、平成12年10月からの「容器包装プラスチックと雑紙の分別収集の導入」や、平成14年10月からの「ごみの戸別収集・一部有料化の導入」など、さまざまな施策を実施し、着実に成果をあげてきました。

今年度は、この計画を見直す年度であることから、各種団体の代表者、市民公募委員、知識経験者などで構成する「羽村市廃棄物減量等推進審議会」の意見をお聞きし、平成19年度から23年度までの5年間を対象とした羽村市一般廃棄物処理基本計画（案）をまとめました。

皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 生活環境課生活環境係

提出先 羽村市産業環境部生活環境課

生活環境係

〒205-8601（住所記載不要）

FAX 554-2921

✉s208000@city.hamura.tokyo.jp

意見応募対象

1 市内在住・在勤・在学の方

2 その他施策などに利害関係を有する方

提出方法

様式 自由

方法 案件名および必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ

※電話での受付はできません。

注意

□住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は対象になりません。

□提出していただいた内容は、個人情報情報を除き公表します。

□案件に対する賛否を問うものではありません。

□提出していただいた意見に対する個別の回答はできません。

□今後、受け付けた意見（整理・要約したもの）やそれらを考慮した結果を市ホームページなどで公表します。

■計画（案）の全文および提出に必要な事項は担当課窓口、市役所1階市政情報コーナー、市ホームページ（<http://www.city.hamura.tokyo.jp/p-comment/p-comment.html>）でご覧いただけます。

羽村市一般廃棄物処理基本計画（案）概要

基本理念

「ごみの減量」「リサイクルの推進」「市民・事業者・行政の連携」「地球環境の保全」を基本項目とし、人と自然の共生を目指し、安定した持続可能な循環型社会の実現。

実施計画

(1) ごみ減量とリサイクル意識の高揚

ライフスタイルを見直し、エコライフを心がけ継続していくことを市民に提言。

(2) 戸別収集・一部有料化の徹底

リサイクルセンターでの分別作業のPRによる市民の意識改革や、分別指導員制度の検討、集合住宅の管理者や家主への巡回の要請。

(3) ごみの分別の見直し

ごみの分別の17種類への見直しや、西多摩衛生組合構成市町での「燃やせるごみ」の統一。

(4) ごみ処理経費およびごみの減量・ごみの分別のPR
ごみ処理経費とごみの減量、ごみの分別についてのPRの強化や、市民が情報交換できる場の設置の検討。

(5) ごみ減量のための体制づくり

市民・事業者・行政で構成する検討委員会の設置や、廃棄物管理責任者会議の検討。

(6) 生ごみの排出抑制

水切り徹底の呼びかけや、排出抑制意識の啓発。

(7) ごみ排出事業者への指導の強化

事業用大規模建築物に対する減量および再利用計画の提出の徹底や、事業所への現地指導の拡大。

(8) 廃棄物処理に対する支援

廃棄物処理手数料の免除制度の見直し。

(9) リサイクル品取扱店舗との連携

市指定リサイクル推進協力店認定制度の検討。

(10) 枝葉の資源化の促進

有料戸別収集による剪定枝の資源化を周知。

(11) 拠点回収の充実

拠点回収ボックスの増設や事業者による店頭回収ボックス設置の要請。

(12) 資源回収事業実施団体の拡大

資源回収実施団体の拡大によるごみの総資源化率の引き上げ。

(13) 国への要請

循環型社会の実現に向けたシステム確立の要請。

(14) 中間処理施設の整備

リサイクルセンターの計画的な整備。

(15) し尿処理

クリーンセンターの計画的整備や、し尿汲取手数料徴収方法のシール制の導入。

(16) ごみの不法投棄の防止

モラルを向上させる啓発活動の実施。